

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入） 地方消費税交付金 470,000千円
 内 地方消費税交付金（社会保障財源化分） （ 290,000 千円）

（歳出） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費
（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	207,876	5,113	0	26	22,500	180,237
	高 齢 者 福 祉 事 業	142,377	3,824	0	50,602	9,700	78,251
	障 害 者 福 祉 事 業	1,859,467	1,374,759	0	0	45,500	439,208
	児 童 福 祉 事 業	1,745,087	1,326,097	0	66,601	46,600	305,789
	包 括 支 援 事 業	111,394	0	0	105,778	2,400	3,216
	重度心身障害者等医療給付事業	75,286	33,350	0	0	4,600	37,336
	ひとり親家庭等医療費支給事業	36,387	16,869	0	0	2,100	17,418
	子 ど も 医 療 支 給 事 業	83,661	31,725	0	20,136	3,500	28,300
社 会 保 険	国民健康保険特別会計（繰出金）	273,589	127,332	0	0	16,200	130,057
	後期高齢者医療特別会計（繰出金）	518,824	88,975	0	0	47,800	382,049
	介護保険広域連合（繰出金）	470,910	602	0	0	52,300	418,008
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	329,267	5,270	174,600	53,750	30,000	65,647
	疾 病 予 防 事 業	77,874	2,442	0	45,599	3,300	26,533
	母 子 保 健 事 業	105,648	37,090	0	37,000	3,500	28,058
合 計		6,037,647	3,053,448	174,600	379,492	290,000	2,140,107